

議案番号	件 名							
提案課名	内 容							
議案第 4 4 号	三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について							
消 防 本 部	【関係法令】 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和 31 年政令第 335 号)							
	【趣 旨】 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償基礎額の扶養親族加算額を変更するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。							
	【内 容】							
	条例における号		第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号
	区 分		配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	満 60 歳以上の父母及び祖父母	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	重度心身障害者
	平成 28 年度以前	加算額	433 円	217 円	217 円			
		配偶者がいない場合の加算額(扶養親族のうち 1 人に限る)	—	367 円	367 円			
	平成 29 年度	加算額	333 円	267 円	217 円			
		配偶者がいない場合の加算額(扶養親族のうち 1 人に限る)	—	333 円	—			
		配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額(扶養親族のうち 1 人に限る)	—	—	300 円			
平成 30 年度以降		<u>217 円</u>	<u>333 円</u>	<u>217 円</u>				
【施行期日】 平成 30 年 4 月 1 日								